

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 28 日現在

機関番号：32608

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25350083

研究課題名(和文)近世の呉服注文・制作に関する研究

研究課題名(英文)Study on the order and production of the kimono in the early modern period

研究代表者

長崎 巖(Nagasaki, Iwao)

共立女子大学・家政学部・教授

研究者番号：20155922

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では江戸時代の呉服商における呉服制作・販売の実態、すなわち、(1)どのような場所で、どのような手順で受注し、(2)どのような台帳や仕様書を作り、(3)どのような職人が、どのような手順で制作したのか、(4)制作に際してはどのような下図や作業指示書が製作されたのか、(5)呉服制作後はどのようにして価格設定し、納品と代金請求はどのようになされたのか、(6)また納品と代金請求などに際してはどのような書面が取り交わされ、(7)呉服屋では記録のためどのような文書を保管し、あるいはどのような文書が新たに作られたのか、などを、江戸時代の呉服商雁金屋・三井越後屋ほかの未解読資料を使用して明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study used previously unanalyzed contemporary documents to determine the state of kimono cloth production and sales at kimono merchants during Japan's Edo period. The documents are from major kimono dealers in the Edo period. Specifically, this research asked the following questions, among others: (1) At what kind of sites were orders received, using what procedures? (2) What kind of account books, specifications documents, etc., were created? (3) What kind of workers performed what types of procedures? (4) What kind of diagrams, templates, working instruction documents, etc., for making clothing items, etc., were created? (5) After a clothing item was made, how was its price determined, and how were delivery, invoices (requests for payments), etc., performed? (6) What kind of documents were exchanged at times of delivery, request for payment, etc.? (7) For their records, what type of documents were kept by kimono merchants, or, what kinds of new documents were created?

研究分野：染織文化史

キーワード：呉服 着物 注文 台帳 小袖雛形本

1. 研究開始当初の背景

服飾品そのものの素材や加飾技法・意匠の変遷などの情報とともに、近世服飾史研究にとって、基本的情報として必須であるにもかかわらず、江戸時代の呉服商における呉服制作・販売の実態に関する研究はこれまでほとんど行われてこなかった。

2. 研究の目的

本研究は、そうした背景に鑑み、近世における呉服注文と制作に関し、(1)どのような場所で、どのような手順で受注し、(2)どのような台帳や仕様書を作り、(3)どのような職人が、どのような手順で制作したのか、(4)制作に際してはどのような下図や作業指示書が製作されたのか、(5)呉服制作後はどのようにして価格設定し、納品と代金請求はどのようになされたのか、(6)また納品と代金請求などに際してはどのような書面が取り交わされ、(7)呉服屋では記録のためどのような文書を保管し、あるいはどのような文書が新たに作られたのか、を明らかにすることを目的としている。

3. 研究の方法

研究に際しては、江戸時代の呉服商雁金屋・三井越後屋で制作あるいは保管されてきた注文台帳その他の資料、及び鍋島家ほかの大名家に伝存している呉服注文関連資料などを使用して文献調査を行ったほか、現存服飾資料の調査も行った。

4. 研究成果

3年にわたる研究によって、様々なことが明らかになったが、以下では紙数の関係もあり、このうちの(1)(2)に関することに絞り報告する。

結果 1. 江戸時代における呉服注文は、大部分がオーダーメイド方式で行われていた。

江戸時代における衣服の調達は、着用者の経済力に応じて下記の三種の状況に分類できる。

- (1) 紬を除く平絹・繻子・綸子・縮緬・絹縮などの絹地、及び上布(麻)を生地とする模様呉服は、すべてオーダーメイドで作られた。これらの着用者は、武家の男女、及び上層町人の男女である。
- (2) 主に農村部、漁村部在住の紬・木綿を生地とする庶民の衣服は、生地を購入または自製し、自分で仕立てた。また都市在住の長屋住まいなどの最下層の町人も同様であったと考えられる。
- (3) 都市在住の下層町人向けに、越後屋などで、仮に仕立てたレディーメイドの着物を販売していた可能性があるほか、行商である「振売り」が既成品の着物を販売していたと考えられる。

結果 2. 呉服注文は、武家男性と武家女性・

上流町人男性・上流町人女性で、呉服屋に対して異なる発注過程をとっていた。

(1) 武家男性

大名格の上級武家では、御納戸係あるいは管財担当係の役人が、主人の呉服類全般を管理し、必要なものを呉服屋へ発注していた。越前松平家から越後屋に発注した藩主の婚礼に関する呉服発注の記録からそれがわかる。

「宝永五年子二月二十六日」の墨書を持つ『御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控』(三井文庫所蔵)がそれであり、表題と表記の内容から、宝永5年9月13日の越前松平家の松平吉邦(宝永7年に八代藩主に就任)と日野西中納言家の梅君との婚礼に伴う呉服注文の過程で、越後屋(京都本店)の中西奥助から越前松平家の用人である橋本次郎兵衛・白崎矢右衛門・前田五右衛門宛に提出された仕様書の控であると推測される。御用人から出された注文につき、雛形などを用いて顧客に仕様を提案したのち、呉服の実制作に当たって、最終的な仕様を確認してもらうためのものと考えられる。文中、個々の呉服の仕様について、「御地御注文之通り仕 但御模様雛形之通候仕 御ひなかた通り下絵二御目二かけし通り仕」「御寸法前同段 御模様御好之通仕 屋形上縮面二而仕尤御地合御目二かけ可申」などといった書き入れが見られる。

なお、下級武家の呉服注文においては、呉服商の番頭や手代が武家屋敷に出向き、御用聞きをして発注を受けた可能性もある。それは、元禄11年(1698)刊の『新板和国ひいなかた大全』の再版本である、正徳6(1716)年刊の『雛形注文帳』に、武家屋敷の縁先で呉服屋の御用聞きと武家男性がやり取りしている図中、「もやう八是が 當流てござります」(御用聞き)「注文帳御気二入中たゆへ其許へ申付る 念を入頼申ぞ」(武家男性)とあることから推測されるが、挿絵には注文帳が描かれていないほか、2人の台詞が幾分不自然でチグハグであることから、やや信憑性に欠ける。

(2) 武家女性

前出、越前松平家における越後屋への呉服注文に見られるような、女性用の呉服を江戸表の納戸役が呉服商に発注する事例も少なくないが、多くの大名奥向きや上流武家の奥向きでは、一般的には、奥様付き、姫様付きの老女、または呉服係の女性が男性の場合同様、主人の呉服類及び奥仕えの女性たちの呉服類全般を管理し、必要なものを呉服屋へ発注していたと考えられる。

徳川秀忠夫人(江)付きの老女が、桃山時代から江戸時代前期に掛けて栄えた呉服商雁金屋に発注した際の呉服注文書に、その様子をうかがうことができる。

雁金屋尾形家は、江戸時代初期から中期にかけて活躍した呉服商で、特に江戸時代初期

においては、三代宗伯(寛永8年<1631>没)が浅井長政の愛顧を受けたことを縁として、その三人の娘である豊臣秀吉側室淀殿(茶々)・京極高次正室常高院(初)・徳川秀忠正室崇源院(江)からも呉服注文を受けるようになったといわれる。またこれらの人々のほか、秀吉の正室高台院(おね)・豊臣秀頼・徳川家康・秀忠などからの呉服注文も知られている。その後、宗伯の長男宗甫が継いだ尾形本家の雁金屋と、宗甫の異母弟である宗謙が継いだ雁金屋は、ともに秀忠と崇源院の娘で後水尾天皇の中宮となった東福門院(和子、1607~78)の呉服注文を受けていた。

大阪市立美術館所蔵の雁金屋呉服関係文書のうち、万治4年(1661)と寛文3年(1663)の墨書を持つ『御画帳』は、同じく川島織物所蔵の寛文4年(1664)の墨書を持つ『萬御呉服繪之留帳』とともに、東福門院及びその周辺の女性のための呉服注文を受け、記したもので、受注台帳のような性格を持つ。収録されている小袖や帷子は、その大部分が当時現実に制作されたと考えられている。

『御画帳』は、図中及び袖下の余白に、生地や地色、模様各部の加飾技法などの記述のほか、着用予定者と考えられる人名や出来上がり日または納品日と考えられる日付が見られるが、その記述の量や詳しさは、図によってまちまちである。

このように仕様に関する記述が非常に具体的であるとともに、その詳細さが注文主によって差があることから、呉服商の担当者から着用予定者に直接希望を聞いたか、着用予定者に近い人物(仕える人物)から、直接それぞれの着用予定者の具体的な希望を伝え聞いたと推測される。

慶長19年(1614)の「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」には、文末に「以上 二月二日御かきたてうけとり申候」と記されており、江戸城大奥の老女から書面をもって発注されたことがわかる。また、元和2年(1616)の「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」には、文中に「一 大御所さま 御おひ 十すち いろいろに ちしる八御いや」という記述が見られることから、注文を仲介した老女が、着用予定者である家康の好みを呉服商の担当者に細かく伝えていたこともわかる。

このほか、元和9年(1623)に東福門院自身とこれに仕える女性のために注文された呉服、及び贈答用に注文された呉服の代金を請求するために書き上げられた寛永元年(1624)の『女御様御めしの御ふく 同 御つかいこそて上申候帳』や、慶長16年(1611)以降に江戸大奥の老女刑部を介して行われた呉服代金支払いに関するの受け取りの控類など、代金の請求や支払いに関しても、老女または呉服担当係の女性を通じて行っていることは注目される。

なお、前述のように、婚礼衣裳については、藩主の呉服のみならず新婦用の呉服やお付の女性たちの呉服についても、男性の用人を

介して発注が行われていたが、通常の呉服発注に際しても、男性である藩主や主人の呉服とともに奥方や女中衆の呉服についても用人が仲介した可能性がある。

天和頃に刊行されたと考えられている『四季模様諸礼絵鑑』に、老女や上臈あるいは中臈と思われる女性を側に侍らせた奥方の前で、小袖雛形本を開き、好みの模様を選ばせ、左手においた紙に、奥方から聞いた好みの模様やその他の希望を書き取るようとしている用人が描かれた挿絵が見られる。

ただ、女性の住まう「奥」に、男性である用人が容易に足を踏み入れることはできなかったと考えられ、本書が町人女性を主たる読者とした小袖雛形本であることから生じた認識不足から、このような挿絵が描かれたとも推測されるが、あるいはこのような用事がある時は、奥方によって用人が呼び出されることがあったのかもしれない。

いずれにしても、呉服発注に際しては、呉服商が武家の屋敷や城に呼び出され、用人・老女ほかの担当者から、発注を受けたと考えられ、その際には後述のように、まずは注文の概要を書きとめ、後日これを清書して用人などに見せて確認するとともに、数回に渡ってやり取りしながら仕様決定したと推測される。

以上、上流武家男性と女性の呉服注文について見たが、興味深いことは桃山時代から江戸時代前期にかけての豊臣家や徳川家、及びその係累の大家などにおいては、夫人が常住し、夫の私的生活の場である「奥」から、女性の呉服だけでなく夫の衣服も発注している点である。前出「徳川秀忠大奥老女呉服注文書(慶長19年)」には、崇源院のほか、將軍秀忠や將軍を秀忠に譲った家康、尾張徳川家の始祖義直などの男性用のための呉服注文も記されている。また「徳川秀忠大奥老女呉服注文書(元和2年)」には、崇源院や、將軍秀忠と崇源院の子で、前田利常の正室珠姫や、同じく京極忠高正室初姫など、一族に関係する女性だけでなく、家康、秀忠のほか、珠姫の子や崇源院の子で、松平忠直の室となった勝姫の子などの呉服の注文も行っている。

一方、越後屋に保管されていた越前松平家の婚礼に関する『御呉服物諸色仕様帳 御屋敷へ遣候御控』は、松平家をあげての行事である婚礼に向けて、藩主の婚礼用呉服とともに花嫁やその周辺の女性たちの呉服もともに発注したのに伴って制作された記録である。

これらの例はあっても、男性が公務を行う「表」と、私的生活を行う「奥」が画然と区別されるようになった江戸時代にあっては、男性用の呉服は基本的に「表」の役所あるいは役職において管理、発注され、「奥」に生活をする女性の呉服は、「奥」に所属するこれを管理する役職の女性が、発注も行ったと

推測される。ただし将軍や大名が「奥」でのみ着用する衣服については、前述の事例のように、「奥」から発注されることが多かったと考えられる。

これらのいずれにおいても、呉服発注に当たっては、呉服商の担当者を屋敷に呼んで具体的な希望を伝えたと考えられ、それは男性用の呉服でも女性の呉服でも違いはなかった。

(3) 町人男性

江戸時代になり、封建的身分制度のシステムが整ってくると、身分の違いを衣服によって表現しようとする方法が確立され、男子においては武家の服飾と町人の服飾の間に大きな様式の違いが生じた。この身分による衣服の固定化により、支配者である武家だけでなく、被支配者である町人男性の衣服においても時代による流行変化は生じなくなった。また当然ながら、衣服に着用者の意思や好みも反映されることもなく、それゆえ町人男性の衣服は、男性に代わって家族が呉服屋に出向くか、または自宅に手代を呼んで発注したと考えられる。

(4) 町人女性

江戸時代、「表」（「公的」な世界）の世界に位置づけられていた男性に対し、「奥」の世界（「私的」な世界）にいた女性は、封建的社会秩序を乱さない限り、衣服の選択には比較的自由が許されたため、経済力に応じて多様な選択肢を持つことができた。江戸時代の女性の小袖に、身分・階層の違いによる様式の違いや、時代による変遷や変化が生まれたのは、こうした理由によるのである。

こうした状況を反映して、生地や加飾技法、意匠の選択を含む具体的な呉服注文は、呉服屋または自宅において呉服屋の手代と相談のうえ、着用者である女性自身によって行われた。前者は、呉服屋の店頭で手代が女性客に対応している浮世絵があることから分かるが、その際、多くは、小袖雛形本と呼ばれるファッションブック的冊子を用いて発注が行われたと考えられる。

小袖雛形本は、江戸時代、絵本や小説本、家庭書などとともに市中の書林（本屋）で販売されており、現代のファッション誌同様、主に町人の女性たちがこれを買求め、自宅で眺めて楽しんだ。また、呉服屋にもこれは買い揃えてあり、呉服注文のために訪れた客に見せ、あるいは得意先には貸与して、スタイルブックとしても使用された。

小袖雛形本が模様を選ぶ客のために貸与されることが多かったことは、小袖雛形本収録のいくつかの図に筆彩を加えたもの（東京芸術大学所蔵、宝永2年（1705）刊『当流模様雛形京の水』の百一番の図）や、表紙を特別に装飾したものがみられることから推測される。

また、享保3年（1686）刊行の小袖雛形本

『西川ひな形』巻一に、三人の女性が座敷で小袖雛形本から模様を選んで挿絵があり、図中に、「めずらしいひながたじや（珍しい雛形ですこと）」「気に入つたもやうを見や（気に入った模様を探してごらんさい）」「是にいたませふ（これにいたしましょう）」「という会話が書き込まれているほか、宝暦四年（1754）刊『当世模様雛形千歳袖』（京都市立芸術大学所蔵）のように、表紙の見返しなどに、「此本何方江参候とも早々御戻し可被下候（どちら様も、この本はお早くお返し下さい）」のように墨書しているものがあることから、そのことは裏付けられる。

結果 3. 呉服注文の具体的プロセス

(1) 男性の場合

封建的身分制度が確立した江戸時代にあつては、身分階層によって着用すべき衣服が厳密に定められていたため、呉服注文に当たって、個別に仕様を決定する必要は低くなった。そのため、発注者と呉服商の担当者間で簡単な打ち合わせにより、身分に応じたスタンダードな仕様を採用されたと考えられる。

しかし国内が混沌としていた桃山時代からようやく国が治まりだした江戸時代初期においては、男性の衣服にも個人により選択の余地はあったようで、男性の呉服注文において、具体的な模様や色などについての具体的な要望が伝えられることもあったことがわかる。顧客からの注文書を書き写したと考えられる資料が存在しているからである。『小西家旧蔵光琳関係資料とその研究』の中では、「後藤縫丞呉服注文書」と呼ばれている『ことうぬいせう殿より御あつらへ 二たんノ内御系やう（後藤縫丞殿より御詔 二反ノ内御絵様）』が、それである。

本資料は、包みの表書にあるように、「ことうぬいせう」という人物から呉服注文のために出された書状の写しと思われるメモ的な記録で、顧客が希望する呉服の具体的な仕様内容を、注文主の言葉のまま記録している。

ここに見られる「ことうぬいせう」は、現存する雁金屋呉服関係文書の年代から、「呉服師由緒書」（『徳川時代商業叢書』所収）に、「高現米貳百石 呉服師 後藤縫殿丞」として記されている後藤縫殿丞、すなわち後藤家四代後藤縫殿丞（允）益勝のことと推測される。

ただ、こうした例はまれで、後藤縫殿丞自身が呉服商であるがゆえのことと思われ、寛永を過ぎるころには、婚礼などの儀式に伴い発注する呉服を除き、前述の通りの形式化した呉服注文がなされていたであろう。

(2) 武家女性の場合

武家女性における呉服注文のプロセスとしては、

<1> 呉服屋の手代に希望するモチーフや

技法を伝える <2> 手代が注文控えに
記述する <3> 呉服屋が希望を反映し
た案を提案する <4> 仕様が決定
<5> 注文台帳に清書する <6> 職人
向けの仕様書を作る・原寸大下図を作る
<7> 生地を仮縫いして下絵を描く <
8> 引きといて加飾に回す(染 刺繡 箔)
<9> 縫製 <10> 点検(検品) <
11> 台帳に完成日・価格等を記入する
<12> 納品書・請求書を作成する <13
> 配達する <14> 集金する <
15> 台帳に結果を記入する

といった流れが想定でき、町人女性の呉服制作においても同様の過程をたどったと思われる。ただ、武家女性に関しては雁金屋や越後屋にそれをうかがわせる資料が現存しているが、町人女性に関しては、小袖雛形本以外の資料は残っていない。

呉服注文の最初の段階では、顧客が呉服屋の担当者に対して、「どの季節用の」「誰が着用するための」「小袖や帷子などを「それぞれ何領」といった非常に簡単な指示を与える場合と、「誰が着用するための」「どのような生地の」「どのような模様の(モチーフや大雑把な構図)」「どのような加飾技法を用いた」ものを「いつまでに」制作して欲しい、とうように具体的に希望を述べる場合とがあったと考えられる。

こうして呉服を発注した後は、仕様を呉服屋にほぼ一任するか、あるいは仕様を確定する過程で更に具体的な希望を伝えることもあったと推測されるが、上層階級の武家女性の呉服注文のほかにも、地方武士の奥向きからの呉服注文の様子をうかがわせる資料がある。伊藤敏子氏によって荒川豊蔵氏所蔵として紹介されたことのある資料で、美濃国多治見の久々利村に住した長谷川次郎左衛門なる人物宛に、同地域の武家の老女または呉服担当者と思われる女性から出された呉服注文書である。

本資料には、注文主が仕様を細かく指定する場合と、簡略な場合とがあるが、いずれにおいても、当時の呉服注文が呉服屋と顧客との比較的身近な関係によって成り立っていたことを窺わせる。

本資料は、呉服の発注に際し、仕様について比較的具体的な指示を行う場合でも、「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」同様、書面でこれを行うことがあったことを示しているが、これ以外に、呉服屋の担当者(手代など)が顧客のもとに出向いて希望を書き取る「御用聞き」のような方法も当然あったと思われる。いずれの場合にも、担当者は注文主の希望を聞いた時点でとりあえずこれらを注文控帳のようなものに記録したと考えられる。

ただしこの過程で、上流階級にあっては、「徳川秀忠大奥老女呉服注文書」や「徳川秀忠大奥呉服注文書」に見られたように、ほぼすべてが「お任せ」という場合も少なくなか

ったと推測され、前出、長谷川次郎左衛門宛の書状の中にも、地色以外は一任する旨を記すものが見られる。

そして注文控を参考に、注文内容を整理し、顧客の希望に沿って地色や意匠、技法を勘案した呉服の仕様ができあがると、これを記録して、仮の仕様書が制作されたと推測される。顧客から制作者に仕様のすべてが一任されている場合には、顧客の身分や過去の注文と一般的な流行を勘案してまとめられたこの仕様がそのまま基本台帳に記載されたであろう。しかし通常は、何度か客に仕様書を見せて確認を取り、あるいは詳細について更に客の希望を聞いたと考えられる。

(3) 町人男性の場合

公服の種類は多くないまでも、江戸時代の厳格な身分制度の中では、町人男子は武家以上に着用すべき衣服を厳密に定められていたと考えられる。従って、呉服注文に当たっての選択肢は少ないため、仕様の決定に際しても、縞や小紋などの模様見本帳と色見本帳などを用いて、比較的簡単なプロセスで行われていたと思われる。

呉服屋へ出向くこともあったかもしれないが、多くの場合、自宅に届けられた模様見本帳と色見本帳を用いて仕様の概略を決定し、丈や裾を含む各部の寸法は、出向いた呉服屋の担当者が採寸、もしくは家族がこれに代わって採寸したであろう。

ただし、管見の限り、仕様を書き留めた台帳や制作にかかわる書類、下絵などはまったく現存しておらず、その詳細は明らかでないが、後述の町人女性の呉服注文、及び制作の具体的な工程と大きく異なるものではなく、むしろそれよりも簡単なものであったと推測される。

(4) 町人女性の場合

町人女性の呉服の制作は、まず呉服屋または自宅において呉服屋の手代との相談により、希望する呉服の仕様の模索と決定が行われたと考えられる。ただし、江戸時代も時期により、その手順やこれに用いる材料に違いが見られた。

寛永～寛文頃まで(少数の富裕な町人女性のみ)

寛文期以前においては、まだ小袖雛形本の出版が始まっておらず、呉服注文に際しては、呉服屋の担当者に直接、生地や地色、模様、加飾技法についての希望を伝えることからそのプロセスが始まったと考えられる。そしてこれ以降の工程は武家女性のそれとほぼ同じであったと考えられる。そのおおよその手順は、

<1> 呉服屋の手代に希望する地色やモチーフ・技法などを伝える <2> 呉服屋が希望を反映した案を提案する <3> 決

定または修正する

というものであったと推測される。

寛文6年<1666>以降、寛政頃まで(中流の町人女性以上)

厳密な意味での小袖雛形本の出版は、寛文6年7月刊の『御ひいなかた』をまたねばならないが、この小袖雛形本は翌年2月にも内容をわずかに変えて再版されている。今寛文7年版をもとにその構成を見ると、各頁とも背面から見た小袖形の中に模様を描き、その外側に小袖の地色や模様に関する説明を記す。

町人女性の呉服注文の多くは、まず小袖雛形本収録の雛形図の中から好みの模様を選び、傍注された地色や加飾技法を参考に、呉服商の担当者と具体的な仕様を決定していったと考えられる。それは明らかに特定の雛形図を用いて意匠を決定しながらも、その一部を変更したり、地色や加飾技法を変えたりして制作された作品が現存していることから分かる。

18世紀末以降

色見本帳と肉筆雛形本から、それぞれ地色と模様を選択する。ただし、加飾技法は種類が少ないため、打ち合わせで決める。

小袖雛形本の刊行は、文政3年(1820)の『万歳ひいなかた』をもって終了したと考えられているが、これに関連して、この時期からしばしば見られるようになる小袖雛形本と非常に類似した体裁を持つ一連の冊子類に注目される。これらは型押しや型刷りで地文を表わした表紙を持ち、版形は小袖雛形本と殆ど同じで、主に褌・裾模様や腰模様、あるいは散らし模様を肉筆で描く。

模様表示の形式は版本である小袖雛形本に類似するが、ほとんどが地色や加飾技法についての記載を持たない。その用途が小袖雛形本とほぼ同じであったことは、見返しなどに「此本何方様江参り候ても沢山御好之上早々御帰可被下候(どちら様も、この本から沢山お好みの柄をお選びいただき、早々にお返し下さい。)」などという口上書があるものや、雛形図中に模様に対する客の注文と思える書き込みのあるものがみられることからわかる。また国立国会図書館所蔵の『雛形本』と題する類書の第一丁表に、裾模様の見本帳を眺めている婦人と白生地を吟味する婦人を描いた図が見られることもこれを裏付けるものである。

ところで、これと近い時期にまた別な一連の冊子類も出現している。これらは呉服商や染物屋が色見本として用いたと考えられるもので、小袖雛形本よりひとまわり小さい横長本である。表紙は上記の肉筆の雛形本に類似し、本紙には袋綴じの片面に四枚ないし六枚の矩形の染裂を貼り、その上方に通し番号、右方に色名を記す。見返しには、前記肉筆雛

形本同様、呉服商あるいは染物屋の名や所在地とともに口上が記されており、これらの冊子が呉服注文の際に色見本として用いられたことは明かである。

小紋においては、装飾機能上、模様と地色は完全に均等な役割を担っており、小袖の上ではそれぞれが対等にその美を主張しあっている。そして現存する小紋見本帳が染色見本帳に非常に類似した体裁と用途を持つことは、これが染色見本帳と組み合わせ用いられていたことを示している。

以上、本研究で得られた成果の一部を示したが、残りについて大学紀要などにおいて、稿を改めて紹介したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計10件)

長崎 巖、重要文化財指定されている能装束、国立能楽堂開場三十周年記念特別展示能を彩る文化財名品能面能装束展、査読無、2013、10-11

長崎 巖、新発見の「紺木綿地革札付羽織(こんもめんじかわざねつきはおり)」の制作年代と用途に関する一考察、共立女子大学家政学部紀要、査読無、第62号、2016、89-107

<http://id.nii.ac.jp/1087/00003069/>

〔図書〕(計1件)

長崎 巖、青幻舎、古社寺の装飾文様 素描でたどる天平からの文化遺産 上・下巻、2014、255

6. 研究組織

(1)研究代表者

長崎 巖(NAGASAKI IWAO)

共立女子大学・家政学部・教授

研究者番号: 20155922

(2)研究分担者

()

研究者番号:

(3)連携研究者

()

研究者番号: